【別紙】

令和５年(ネ)第２０６号　女川原子力発電所運転差止請求控訴事件
第１回口頭弁論期日後の進行協議期日における確認事項（メモ）

仙台高等裁判所第３民事部
令和５年１０月３日

１　控訴人らにおいて、次の観点から主張を整理した準備書面を本年１２月４日までに提出する。

(1)　原子力災害対策指針に照らし、本件避難計画がどのような点において具体性ないし合理性を欠くことが明らかで、これを確認ないし了承した女川地域防災協議会ないし原子力防災会議の判断に看過し難い過誤や欠落があるといえるのか。

(2)　それによって人格権侵害の具体的危険性が認められるのはどの範囲の地域住民なのか。

(3)　控訴人らの居住地が本件防災計画にいうＰＡＺ、ＵＰＺ、準ＵＰＺのどれに当たるのか。

２　控訴人らにおいて、本件避難計画を確認した第２回女川地域防災協議会の議事要旨、これを了承した第１０回原子力防災会議の議事要旨と併せ、原審で未提出の女川地域防災協議会作業部会の議事概要（第２１回分まで提出済みと思われるが、改めて確認されたい。）ないし資料のうち必要と認めるものを書証として前同日までに提出する。

３　被控訴人において、本件避難計画の概要版を本日から遅くとも１か月内に書証として提出する。